日本フランス語フランス文学会中国・四国支部規約

(2011年11月26日、支部総会にて承認)

第1条(名称)

本支部は、日本フランス語フランス文学会(以下、学会と称する)中国・四国支部と称する。

第2条(事務局)

本支部は、支部長の勤務する大学にその事務局を置く。

第3条(目的)

本支部は、学会の目的に則り、中国・四国地区における会員相互の連絡を図り、その協力を 促進することによって、中国・四国地区におけるフランス語およびフランス文学の研究・教育 の発展並びに普及に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本支部は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1. 研究発表会、シンポジウム、講演会の開催。
- 2. 機関誌およびその他の出版物の刊行。
- 3. 学会より委託された諸事業。
- 4. その他、本支部の目的にそう諸事業。

第5条(会員の資格・種類)

本支部は、学会員(普通会員、学生会員)、および本支部のみに属する準会員によって構成 される。

第6条(権利・義務)

- 1. 会員は、機関誌の配付を受け、第4条に規定する本支部の諸事業に参加することができる。
- 2. 会員は、学会会則第11条に従い、所定の会費を納入しなければならない。ただし、準会員は年額2,000円を、学生の準会員は年額1,000円を、本支部に納入しなければならない。
- 3. 会費の滞納が会計年度2年を超えた会員は、会員資格を失う。

第7条(役員)

本支部に、次の役員を置く。

- 1. 支部長1名
- 2. 支部代表幹事1名(ただし、支部長がこれを兼任することを妨げない)
- 3. 学会委員会委員(あり方検討委員会委員を含む)若干名
- 4. 実行委員若干名
- 5. 支部機関誌編集委員5名
- 6. 監査1名

第8条(役員の任務)

役員の任務を次のように定める。

- 1. 支部長は、支部の事業を統括し、支部を代表する。
- 2. 支部代表幹事は、支部長を補佐し、支部長と共に支部事業の企画・運営にあたる。
- 3. 実行委員は、支部事業の企画・運営に際し、支部長、支部代表幹事を補佐する。
- 4. 支部機関誌編集委員は、支部機関誌『フランス文学』を編集し発行する。
- 5. 監査は、会計を監査する。

第9条(役員の任期および選任)

役員の選出方法および任期を次のように定める。

1. 役員は総会において選出するものとする。総会が行われない場合には、その他の方法によって選出が行われなければならない。選出の方法は細則の定めるところによる。

- 2. 支部長の任期は2年とし、当分のあいだA地区(岡山・四国地区)およびB地区(広島・その他の中国地区)より交互に選出する。原則として重任はできない。
- 3. 支部代表幹事の任期は2年とする。原則として重任はできない。
- 4. 学会委員会委員の任期は、学会運営規則の定めるところによる。
- 5. 実行委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
- 6. 支部機関誌編集委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
- 7. 監査の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
- 8. 役員に支障が生じた場合は、ただちに後任の役員を選出しなければならない。その場合、 任期は前任者の残任期間とする。支部長の支障の場合は支部代表幹事が、支部長および支部 代表幹事がともに支障の場合は実行委員が、その他の役員の支障の場合は支部長がその任に あたる。

第10条 (総会)

- 1. 総会は、本支部最高の議決機関であり、役員の選出、事業方針、予算、決算などを審議する。
- 2. 総会は、年に一回、支部長が招集する。総会が開催されない場合は、支部長はこれに代わる方法を速やかに講じなければならない。
- 3. 総会は、会員の過半数をもって成立するものとする。
- 4. 役員の任期および会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終る。ただし、学会会則および同運営規則に規定されているものは、その定めるところによる。

第11条(改正)

本規約の改正は、総会の議決による。

細則

- 1. 支部長の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
- 2. その他の役員の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし、 支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。
- 3. 選挙は、学会員によって行われる。

付 則

本規約および細則は、2001年12月1日より施行される。ただし、会計に関する事項は、2002年4月1日より実施される。学会新会則および同運営規則に関連する事項は、学会2002年度春季大会時の総会における決定にしたがって施行される。

(2008年11月29日 一部改正)

本規約および細則は、2009年4月1日より施行される。

(2011年11月26日 一部改正)

本規約および細則は、2012年4月1日より施行される。

参考: 学会会則第11条

(会費納入の義務)①本会の会員は、定められた会費を納入しなければならない。

- ②本会会費額は次の通りとする。
- 1. 普通会員 年額 10.000円
- 2. 学生会員 年額 7,000円
- 3. 賛助会員 年額 30,000円